平成２３年（再イ）第７９号
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字東新畑４番地19
再生債務者　中村　秀哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２０８号
愛知県春日井市桃山町3150番地１　レインボーティアラ春日井桃山311号
再生債務者　永平　勝範
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２９３号
神奈川県川崎市多摩区枡形２丁目21―36エアリーヴィオラ301号、住民票上の住所愛知県小牧市光ケ丘５丁目18番地11
再生債務者　増田　幸夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第３２５号
名古屋市港区明正２丁目439番地　コーポ明徳橋201号
再生債務者　濵口　雄介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２３９号
京都市山科区上花山桜谷１番地２パデシオン山科夢ヶ丘521号
再生債務者　小林　康秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月７日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再イ）第８５５号
大阪府池田市住吉１丁目14番８号
再生債務者　岸上　和人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第４９０号
札幌市豊平区月寒東２条６丁目４番７号
シャンドール札幌203号
再生債務者　吉井　亮太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第５６号
静岡県静岡市葵区唐瀬１丁目８番３号
再生債務者　西谷　俊昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月７日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２２号
島根県安来市上吉田町260番地
再生債務者　藤田　千草
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月７日　　松江地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第７５号
熊本県宇土市松山町3048番地22
再生債務者　本田　和谷
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月７日
熊本地方裁判所民事第１部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所公告第７号
山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定の通知については、同法同条第５項及び第99条第２項の規定に基づき送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。
平成 24 年３月 21 日
山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
所長　安井　俊二
記
1　氏名及び住所
氏名　鈴木　寛紹
住所　山形市大字松原1842番地の６
2　通知の内容
文書番号　とし52―121平成24年２月６日
従前の宅地
町名及び字名　山形市大字松原字原
地番　1842―５
地目　畑
登記簿地積　2571㎡
基準地積　2920.11㎡
仮換地
街区番号　88街区　画地番号　２画地
地積　781㎡
地区番号　95街区　画地番号　３画地
地積　649㎡
従前の宅地
町名及び字名　山形市大字松原字原
地番　1842―６
地目　宅地
登記簿地積　446㎡
基準地積　439.48㎡
仮換地
街区番号　88街区　画地番号　３画地
地積　278㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成24年４月10日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
別に定めて通知します。
注意１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
以　上